

2020年8月3日
株式会社日本政策金融公庫

**令和2年7月豪雨により被害を受けた農林漁業者等の皆さま向けに
特例措置の取扱いを開始**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、令和2年7月豪雨により被害を受けた農林漁業者等の皆さまを対象に7月31日付で特例措置(融資限度額の引き上げ、金利負担軽減措置、実質無担保・無保証人措置)の取扱いを開始しました。

被害を受けた農林漁業者等の皆さまからのご相談については、本店農林水産事業本部(フリーダイヤル:0120-926478)及び全国の各支店農林水産事業で受け付けています。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として引き続き迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【特例措置の内容】

1 農林漁業者等共通の特例措置

対象資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金(災害復旧施設)
具体的な措置内容	<p>【融資限度額の引き上げ】〔括弧内は現行の取扱い〕</p> ①農林漁業セーフティネット資金 一般 :1,200万円〔600万円〕 特認(※):年間経費等の12分の12〔同12分の6〕 ※ 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。
	②農林漁業施設資金(災害復旧施設) 負担額の100%又は1施設当たり1,200万円のいずれか低い額 〔負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額〕

2 農業者等向け特例措置

対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金(負債整理関係資金を除く)） ③ 経営体育成強化資金（負債整理関係資金を除く） ④ 農林漁業施設資金 （農業を営む方、農業を営む方の組織する法人又は畜産動物の診療の業務を行う方に融資するものに限る。） ⑤ 農業基盤整備資金
具体的な措置内容	<p>【金利負担軽減措置】 公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、 融資当初5年間の実質無利子となります。</p> <p>【実質無担保・無保証人措置】 実質無担保・無保証人(※)となります。</p>

3 林業者等向け特例措置

対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金（林業関係の施設に限る。） ③ 林業基盤整備資金 （利用間伐推進資金(償還円滑化)及び伐採調整資金を除く。）
具体的な措置内容	<p>【金利負担軽減措置】 全国木材協同組合連合会が借入者に利子助成することで、 融資当初10年間の実質無利子となります。</p> <p>【実質無担保・無保証人措置】 実質無担保・無保証人(※)となります。</p>

4 漁業者等向け特例措置

対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金(漁業関係の施設に限る。) ③ 漁業基盤整備資金 ④ 漁業経営安定資金 ⑤ 漁業経営改善支援資金
具体的な措置内容	<p>【金利負担軽減措置(対象資金のうち①、②及び⑤の資金に限ります。)] 公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、 融資当初5年間の実質無利子となります。</p> <p>【実質無担保・無保証人措置】(対象資金のうち①～④の資金に限ります。) 実質無担保・無保証人(※)となります。</p>

※ 担保は融資対象物件に限る貸付け、保証人は同一経営の範囲内のみに限る貸付け